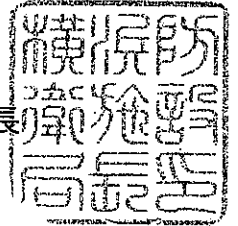


施横第5206号(YFP)

平成17年11月11日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長



FAC3113小柴貯油施設の返還について(通知)

日頃、当局の防衛施設行政につきましては、御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本施設の陸上部分全域及び制限水域の一部が米側から返還されることになりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

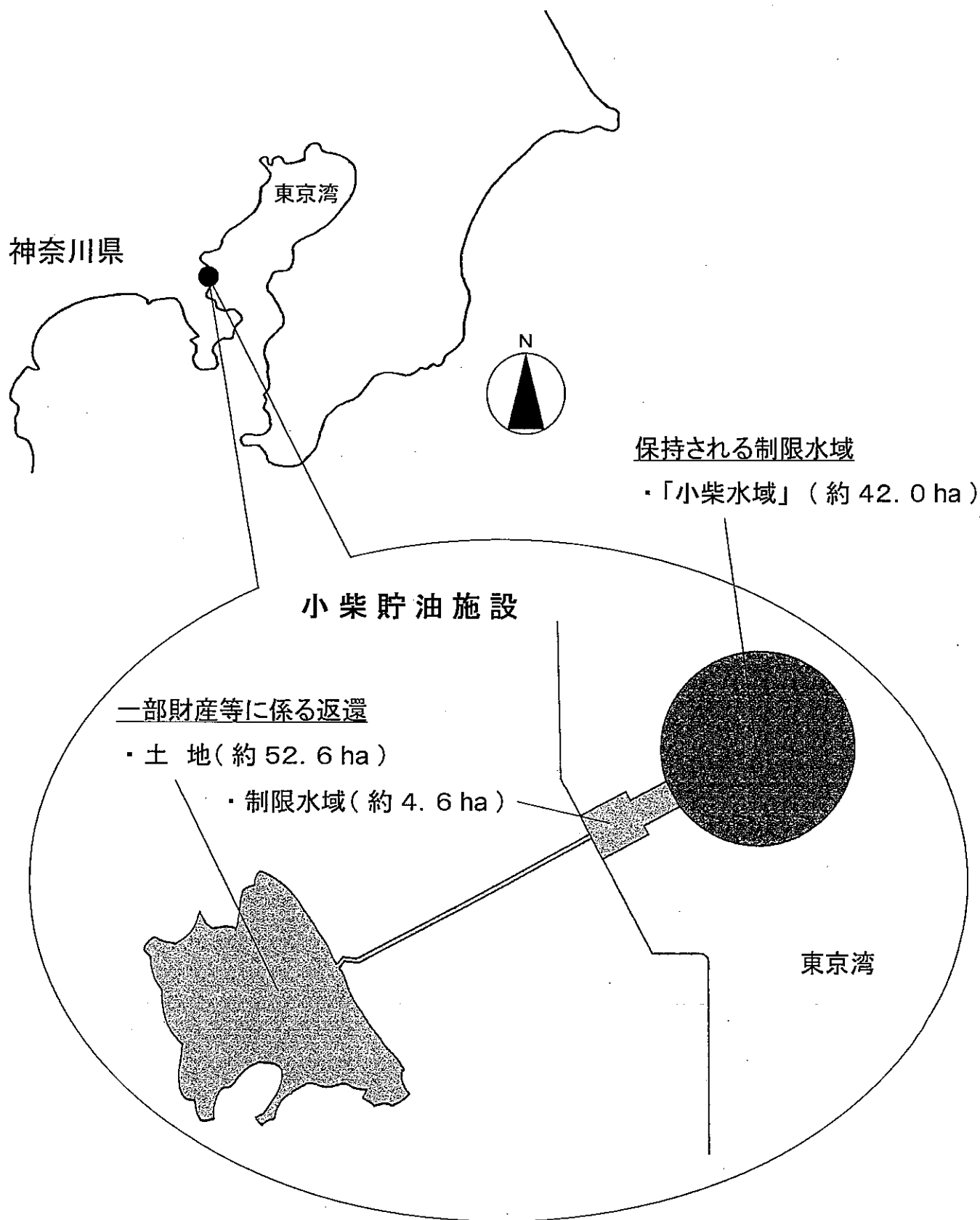
- | | |
|-------------|---|
| 1 返還年月日: | 平成17年12月14日 |
| 2 返還の種類: | 陸上部分全域及び制限水域の一部 |
| 3 返還施設の所在地: | 神奈川県横浜市金沢区 |
| 4 返還財産等の明細: | 土地 約52.6 ha
建物 22棟
工作物 一式
制限水域 約4.6 ha |

以上

添付書類:別図



小柴貯油施設の返還などについて



【お知らせ】

平成17年11月11日
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還について

10月18日の日米合同委員会において、17年末を目途に返還することが合意された小柴貯油施設の陸地部分全域(約52.6ha)及び制限水域の一部(約4.6ha)について、12月14日に米側から返還されることになりましたので、お知らせします。

添付書類：別図

参考：これまでの経緯

- 平成16年10月の日米合同委員会において、横浜市に所在する6箇所の在日米軍施設・区域^{注)}の返還と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍家族住宅等の建設が合意されたが、その中で、小柴貯油施設については一部(西側部分約10ha)の返還が合意されていたところ。

注) 上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の飛び地、小柴貯油施設(一部)

- その後、本年10月18日の日米合同委員会において、
 - ① 小柴貯油施設の陸地部分全域(約52.6ha)及び制限水域の一部(約4.6ha)について17年末を目途に返還すること
 - ② 保持される制限水域(約42ha)について名称・使用条件を変更することを合意。
- 爾後、かかる合意に基づき、関係機関との間で、具体的な返還日を調整してきたところ。

問い合わせ先：防衛施設庁施設部 谷井施設調整官

(不在の時は、伊藤施設企画室室長補佐)

(電話03-5362-4842(直通))

小柴貯油施設の返還などについて

